

第15章 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「さいたま市環境影響評価条例」（平成 15 年 3 月、条例第 32 号）第 15 条の規定に基づき、「（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）」の縦覧を行った。準備書の縦覧の概要は以下のとおりである。

縦覧期間：令和 6 年 8 月 6 日（月）～令和 6 年 9 月 6 日（金）

縦覧場所：1. さいたま市環境局環境共生部環境対策課
2. 各区役所情報公開コーナー
3. 各市立図書館
4. 春岡公民館（見沼区深作）

「さいたま市環境影響評価条例」第 17 条第 1 項の規定に基づき、事業者において、平成 30 年 6 月 25 日（月）から縦覧期間満了の日から 2 週間を経過する令和 6 年 9 月 20 日（金）まで、環境保全の見地からの意見を受け付け、関係住民からの意見を 5 件受理した。

環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見の概要については、表 15-1 に示すとおりである。

表 15-1 (1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
事業計画	仮称としながらも、タイトルや調査範囲は、従前のままで、内容は道の駅に特化した内容となっており一貫性がない。この理由を明確に提示すべきである。
事業計画	環境影響評価の本丸は、食肉施設にあり、同意書取得時に上流側の小中学校・老人ホーム、下流側の自治体に地元関係者と趣旨説明を行ったが、この段階では同意できないが、工事中やその後に問題が発生すれば、関係者と相談して、原因の追求などに参加するとの意向を示した。
事業計画	最近、上水道水や井戸水の調査で問題になっている有機フッ素化合物(PFAS)について、調査項目に追加すべきである。
事業計画	準備書 p2-4 の表 2.5-1 の工程では「整備」を令和 7 年から令和 10 年とし、準備書 p2-20 の表 2.7-1 の工事工程は整備工事を令和 9 年から令和 11 年以降としている。準備書 p 資 1-1 では、建設工事を、3 年目半ばから 5 年目としており、整合がとれていないのではないかと、同表下部には早期開設を目指す旨と記載しており、もし工程短縮が実行されると、環境影響評価で前提としている建設機械や資材運搬車輛の台数の一日あたりの増加が避けられず、環境影響評価の内容が変わってくるのではないかと。

表 15-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
事業計画	準備書 p2-9 の表 2.6-5「道の駅来訪を目的とする利用者分の駐車マス数（地域振興施設）」の算出方法に疑問がある。ここで用いている「日來客数 2,290 人/日」は、年間 100 万人より算定した 1 日あたりの来客数であるが、この年間 100 万人の来客数は、「さいたま市（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備・運営方針検業務報告書（平成 31 年 3 月）」の表 8.44（同報告書の頁 417）に記載があるように、地域経済活性化拠点の利用者数（想定）は、道の駅年間立寄者数 3,694,101 人に対して、他の道の駅の利用率の平均 27.89%を想定して、1,030,266 人/年として求めたものである。従って、100 万人/年分の駐車スペースは表 2.6-4 の休憩施設の駐車マス数で充足されているのであり、100 万人/年は地域経済活性化拠点の駐車マス数（167 台）の算出の根拠には全くなりえない。
事業計画	準備書 p2-9 では地域振興施設の日來客数を 2,290 人/日としているが、準備書 p10.1-54 の大気質の予測では、来客数を 3,700 人/日を条件としている。整合がとれないのではないかと。3,700 人/日という経済活性化拠点来客数という数字は今まで一度も説明されたことがない。唐突に新しい数値を環境影響評価において用いることが許されるのか。
事業計画	なぜ、宮ヶ谷塔の道の駅の終了時刻を午後 9 時というように極端に遅くするのか。近隣住民には高齢者が多く、午後 9 時には就寝する人も多数いる。遅くとも、午後 7 時には物品販売を含めて「道の駅」の営業を終了すべき。
事業計画	準備書 p2-20 の「図 2.7-1 造成計画図」の凡例が示す切土と盛土の表記は誤り（逆転して記載）ではないか。
事業計画	主な地盤改良工法としては、サンドコンパクションパイル（SCP）工法などを含めて有力な工法が多々あり、本来は各種の地盤改良工法について環境への影響を含めて総合的に評価したうえで本事業に適する工法を選定すべき。総合的に比較評価を行った地盤改良工法の概要を表にして提示し、本事業として採用した地盤改良工法の選定の理由を説明すべきである。 表 2.7-2 では浅層混合処理、深層混合処理のいずれも周辺への影響を「特になし」としているが、混合処理で用いるセメント系固化材の固化不良によって発がん性物質六価クロムの溶出の危険性があることはよく知られた事実であり、その旨、記載すべきである。
事業計画	準備書 p2-22 の図 2.7-2「地盤改良工配置図」のみからは、複数の工法がどのように重ねて行われるのか読み取ることが不可能である。また、c、H、および施設周辺外の赤い数字の意味するところを説明する必要がある。 また、準備書 p2-22 の図 2.7-3「周辺道路・水路図」において、B-B 等の青線及び No.3 などの意味するところの説明が必要である。
事業計画	準備書 p3-10「(1)河川及び湖沼の利用状況」の中において、綾瀬川が、令和 6 年 3 月 29 日に特定都市河川に指定されたことにより「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（流域治水関連法）令和 3 年法律第 31 号」の適用を受けることになった旨、記載すべきである。従って、頁 3-25 の「表 3.1-8 関係法令等」の中のその他の項目に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（流域治水関連法）令和 3 年法律第 31 号」を記載し、準備書において本法律との係りを考慮して評価を行わなければならない。
大気質	準備書 p3-28 において、過去 30 年間の平均風速が 1.6m/s であるのに対して、令和 4 年の平均風速が 1.4m/s に低下している。この低下に関する、地球温暖化の影響や、北半球で都市化による風速の低下傾向がみられることなどを踏まえた分析が必要である。 風速の低下は大気中の微粒子等の拡散を弱めることになるので、大気質の予測を行う上で、風速値の設定は重要な因子であり、正確な認識に基づいて予測に用いる風速値を設定する必要がある。

表 15-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
地盤	準備書 p3-54 の表 3.2-31「精密水準測量調査結果」の最右欄に「調査開始からの変動量(mm)」が記載されているが、地盤沈下量が最大で 267.1mm（小深作）とかなり大きな値を示している。一方で直近の 5 年間の変動量は最大でも 5mm 程度です。ここでは、いつから調査を開始したのかを明記し、地盤沈下の変動のトレンドを分析するべきである。
地盤	準備書 p3-58 の図 3.2-16「地形分布図」において事業地がローム台地（中位）にあるとしていますが、事業地は低地内に存在するはずであり、誤っているのではないかと。出典図（国土交通省 HP）を正確に引用していないと思う。
景観	準備書 p3-78 の「1）地域景観状況」において、準備書 p10.9-23 の表 10.9-11「整合を図るべき基準等」に記載されている「低地：広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林などが一体となった田園景観のような緑を目指す（第 3 次埼玉県広域緑地計画（令和 4 年、埼玉県）」への言及がない。事業地には屋敷林と水田が一体となったさいたま市でも稀有な景観が残っていることを記載し、宮ヶ谷塔屋敷林と水田を一体化した景観を景観資源とし、調査を行うべきである。 また、景観を守るために例えば事業計画地を北側に寄せて屋敷林近傍の農地を残すことも考えられるのではないかと。
事業者見解	準備書 p7-1 の「7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見と事業者の見解」の下 2 行には文章に乱れがあることを指摘する。
事業者見解	準備書 第 7 章 表 7.1-1 の No.2 の事業者の見解に、事業者は「地盤改良工法対策後の地盤解析等を行い、地盤破壊などの地面の変形を生じないための十分な効果を有することを確認している」との見解を記しているが、確認の内容に誤りと不十分性がある。また、事業者は「地盤改良工事は、セメント系固化材を使用する工法も一部採用する予定であるが、国土交通省通達に従い、現地土壌と使用予定の固化材を用いた試験を事前に行い、万一リスクが存在すると判断された場合は、固化材の仕様等の配合設計の変更や工法の変更等について検討を行うなど、確実に安全を確保したうえで実施する」としているが、現地土壌は容易に入手できるものであるから直ちに試験を行って六価クロムの溶出の危険性の有無を確認するべきであるし、地震で土壌が崩壊した場合、六価クロムの放出の危険性があることも認識するべきである。
事業者見解	準備書 第 7 章 表 7.1-1 の No.3 の事業者の見解に、「総合的な評価のもと選定している」との見解を示しているが、これまでの経緯を整理してみると、事業者は平成 26 年度の評価において地震影響に関して宮ヶ谷塔 4 丁目の総合点数を 5 とし、宮ヶ谷塔 2 丁目と西区宮前町の総合点数を 4 とした。しかしながら、現在の地震強度評価に基づけば宮ヶ谷塔 2 丁目も宮ヶ谷塔 4 丁目もいずれも 6 強であり（さいたま市地震防災マップ「関東平野北西縁断層帯地震」）、それに基づけば地震に関する評価はいずれも×となる。もしこの宮ヶ谷塔 4 丁目の地震強度の誤りを正して 6 強と認識して×と入力すれば宮ヶ谷塔 4 丁目の点数は 4 に下がり、緑区大崎のみが点数 5 の最高得点地となる。 平成 27 年度においては、地震影響、及び洪水影響は、宮ヶ谷塔 4 丁目を△、宮ヶ谷塔 2 丁目を×としている。宮ヶ谷塔の地震強度の認識を宮ヶ谷塔 4 丁目及び宮ヶ谷塔 2 丁目ともに 6 強に変更すべきであるが、誤った地震強度の下での評価によって、宮ヶ谷塔 4 丁目が優位であるとした。平成 27 年度の評価において、宮ヶ谷塔 4 丁目の地震強度の入力の誤りを修正すると、宮ヶ谷塔 2 丁目が 4 点でトップ、宮ヶ谷塔 4 丁目と緑区大崎がいずれも 3 点となる。この総合評価点数のもとで、宮ヶ谷塔 2 丁目ではなく、宮ヶ谷塔 4 丁目を選定することができるのだろうか。評価項目を追加するのであれば追加項目の点数を取り込んだ上で、地震入力の誤りを正し、あらためて総合評価点を算出し、そのうえで合理的に事業地の選定を行うのでなければ、納得できるものではない。

表 15-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
事業者見解	準備書 第 7 章 表 7.1-1 の No. 4 の事業者の見解に、事業者は、意見者が用いている基本計画書にある「と畜場」と「道の駅」の一体型整備という文言を、「休憩施設」と「地域経済活性化拠点」の一体型整備にすり替えて見解を述べている。基本計画書では「と畜場」の価値の高い生産品を販売するというコンセプトに依拠して、観光バス 35 台の駐車スペースを設置して「道の駅」への多数の来客を想定したのであり、結局「道の駅」の観光バス駐車スペースが 1 台となっている現状では、基本計画の観光産業拠点というコンセプトが実現できないのであるから、事業目的を見直すべきと指摘したのである。事業者は休憩施設の観光バス駐車スペースが 1 台となった根拠（道路管理者の休憩施設設置基準）を説明しているだけであり、突然、「道の駅は基本計画段階から道路管理者との一体型整備を目指しており、・・・、基本計画からの見直しは不要と考えます。」として、事業者が環境影響評価計画地元説明会で初めて休憩施設事業者が道路管理者（国土交通省）であることを明らかにしたことを脇において、休憩施設と地域経済活性化拠点の一体型整備という基本計画を堅持しており、計画の見直しは不要であると主張している。しかし、ここで意見者が問題にしているのは「と畜場」と「道の駅」の一体型開発による観光産業拠点という事業目的が観光バス 1 台の駐車場で達成できるかどうかということである。
事業者見解	準備書 第 7 章 表 7.1-1 の No. 5 の事業者の見解に、「大型車駐車場は 62 台を設定しているので、集客力への影響はないものと考えます。」と示しているが、62 台は休憩施設の大型貨物車の駐車スペースであって、観光バスがそこに駐車することは許容されない。なぜなら、国土交通省の基準でトイレの設置数は大型貨物車の運転者数等を基に決められており、観光バスの大型貨物車駐車場への駐車は休憩施設トイレ使用者の増加となるため、国交省の「簡易パーキングエリア設置基準」からの逸脱となるからである。また、休憩施設内で観光バスから下車した観光客が大型貨物車輦間にあふれ、地域活性化拠点施設へ大挙移動するとなると、通路も十分に確保されておらず、安全性に重大な懸念が生じる。事業者が大型貨物自動車駐車スペースに観光バスを駐車させるという運用を行うことは法令に背く行為である。
事業者見解	準備書 第 7 章 表 7.1-1 の No. 11 の事業者の見解に、「さいたま都市計画下水道計画区域内となる」と述べるだけで「さいたま市下水道長期計画：希望つなぐ下水道プラン」の計画地に含まれていないことに対する事業者の見解が示されていない。
事業者見解	準備書 第 7 章 表 7.1-1 の No. 24 の事業者の見解に、「駐車場の車輛は啓発活動などによりエンジンがストップしていると想定し、車輛のエンジン稼働に伴う大気質への影響は、国道 16 号を走行する車輛からのものに限定して評価する」との見解であるが、現在卸売団地等に駐車している超大型車輛を含む車輛の多くはエンジンを稼働させたままである。従って、意見者は駐車中の車輛のエンジン稼働状況を調査してその結果を大気質への影響評価に反映させるべきであると指摘したのである。事業者が計画する「さいたま市道の駅」の大型貨物車駐車台数 62 台は、他の規模の大きい道の駅（大型車駐車台数：羽生 55 台、花園 42 台、庄和 40 台）を上回っており、少なくとも他の道の駅のアイドリングストップの遵守状況や駐車場内の大気質測定結果等を調査して、大気質への影響評価に反映するべきである。 また、事業者は「国道 16 号走行車輛数が 40,000 台/日以上、道の駅駐車車輛台数が 7,000 台/日であることから、国道 16 号沿道での大気質を測定すれば十分である」と、車輛台数のみを比較して、道の駅構内の大気質の測定は無用であるとしている。走行車輛からの排出物は直ちに拡散するが、停車中の車輛からの排気は車輛近辺に滞留する。従って、無風状態においてアイドリングストップが徹底されない場合、道の駅構内の車輛による大気質の汚染は非常に高くなる恐れがあるため、構内の大気質の測定を実施するべきである。

表 15-1(5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
事業者見解	準備書 第7章 表 7.1-1 の No. 29 に関し、西側から東側にかけて地下水位に大きな勾配があるときの西側地区への影響のような場合は、下流での揚水等の影響は上流には及びにくいと思われるが、もともと低地であった東春野や事業地の地下水位の間には水位の勾配が小さい可能性があり、揚水を考慮する開発（と畜場）においては、上流側の水位に十分な注意が必要である。
事業者見解	準備書 第7章 表 7.1-1 の No. 32 の事業者の見解に、「本事業による土地利用の改変は、雨水浸透能力の指標となる平均流出係数を 0.827 から 0.838 とわずかに変化させるのみ」と記載していることには大きな疑義がある。平均流出係数の変化について、実態はより大きな流出係数の変化があること、及び地盤改良工法として浅層・中層・深層混合処理を採用したことから六価クロムの溶出の危険性が発生したことの2点から、影響を直接受けることになる事業地近傍の民家の井戸水について、事業着手前と着手後の調査を必ず行うべきである。これまでのような遠く離れた井戸の調査で済ますことは決して許されない。
水象	事業によって流出係数が増加すること、及び、さいたま市が公表している洪水ハザードマップは事業地が浸水区域に入っていることを示しており現状の調整池機能では洪水時の周辺への重大な影響を回避することができないことの2点から、環境影響評価項目として水象・河川等の流量、流速及び水位の内容に洪水時の状況の評価を含め、「表 8.2-1(2) 各項目の現地調査の概要」における「水象・河川流量」の中に洪水流量を含めるべき。
地盤	事業者は、軟弱地盤上の盛土による周囲地盤の盛り上がり等の影響の発生を認識しながら、第10章の10.6地盤では盛り上がり量の評価は一切行われていない。例えば、事業地に接する農地などにとって盛り上がりは耕作を不可能にする等の重大な影響をもたらすものであり、「地象・土地の安定性」を環境影響評価項目に加えて、評価を実施するべきである。
水象	地盤改良によって事業地内の地下水位がどの程度影響を受けるか、影響が予測通りであったかどうかを確認するためにも、事業地内の地下水位の観測が必須である。
地盤	事業者は地盤沈下対策（サーチャージ、サンドドレーン等、地盤沈下を加速して造成工事期間を短縮する対策）を施した盛土について、地盤破壊（安定性）解析を行ったという見解を示し、解析の結果、想定する水平地震加速度 0.25G に対して地震時の盛土の安定性が確保できない箇所については、地盤改良工事を行って、地震時の破壊が生じないことを確認したとしている。しかし、この 0.25G の適用は誤りであり、現地は表層地盤増幅率が 2.33 という極めて軟弱な地盤であることから、本来想定すべき地震力の下では盛土の破壊は免れず、地盤改良を施した浅層、中層、深層混合処理地盤や、6m 長さの矢板の破壊も免れ得ない可能性が高いと推定される。従って、盛土や混合処理が引き起こす事業地に隣接する地表面及び東側貯水池底面の盛り上がりや、地盤を改良した地盤や矢板等の破壊耐性等、宮ヶ谷塔4丁目を取り囲む地象の安定性評価を行うことが必須である。
事業者見解	準備書 第7章 表 7.1-1 の No. 39 の事業者の見解で、「対象事業実施区域は、将来に農地等の利用はない」と断定していることに異を唱えているのである。対象事業区域が事業半ば、或いは事業終了後に再び緑豊かな農地に蘇る可能性がないと、一体だれが断言できるのでしょうか。但し、準備書が行うとしている地盤改良に中層、深層混合処理が適用されると、土中に改良体が残ってしまうので、地盤の現状復帰が困難になるという重大な課題が発生する。

表 15-1(6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
事業者見解	準備書 第7章 表 7.1-1 の No. 42 の事業者の見解で、事業者は「本事業の特性上、回避及び低減措置としての対象事業実施区域の再選定や改変面積の最小化は困難と判断しました。」としているが、どのような事業でも、計画が立ち行かなくなれば事業地の再選定や改変面積の変更を行うのは当然のことである。さいたま市環境影響評価条例が計画の変更ができる時期に環境影響評価を行うことを求めていることを事業者は認識するべきである。
事業者見解	準備書 第7章 表 7.1-1 の No. 48 について、意見者が具体的な交通安全対策の立案を求めているのに対して、事業者の見解は「危険が生じないよう関係機関との連携を取りながら対応を協議していきます。」という精神論に留まっている。対策とは具体性を伴うものでなければならず、これでは対策と言えない。
事業者見解	準備書 p7-17 の「7.2 市長の意見と事業者の見解」の下2行には文章に乱れがあることを指摘する。本来は、「市長の意見は第6章に示したとおりであり、表 7.2-1 に市長の意見と事業者の見解を示す。」ということではないか。
事業計画	事業者が 10.6 地盤で扱っているのは地盤沈下を加速させるために施したサーチャージ、サンドドレーンで改良した盛土地盤の破壊評価のみであって、地盤改良工法として採用する浅層・中層・深層混合処理地盤や、矢板の破壊評価、事業地に隣接する地盤や東側貯水池底面の盛り上がり評価は実施されていない。
地盤	市長意見が「現地盤の軟弱性について、既存資料調査結果を参考として、適切に対応すること」であるのに対して、事業者は調査結果を地盤沈下予測に活用したと答えているのみで、調査結果を軟弱地盤の改良に最適な工法を選定するために活用することには全く触れていない。
地盤	現状では盛土の耐震性評価が行われているのみだが、「表 8.1-3(2) 選定した環境影響評価項目及びその理由」の中に「地象・土地の安定性」を評価項目として追記し、表 8.1-4 選定しない環境影響評価項目及びその理由の中の「地象・土地の安定性」の欄を削除するべき。 整備工程を圧縮するために軟弱地盤の圧密化を加速すると、事業地の盛土は短期間で固くなりますが、事業地に隣接する土壌や事業地東側調整池の底面に盛り上がりが生じます。この地盤の盛り上がりという環境影響（隣接地が水田の場合は耕作が困難になり、調整池の場合は雨水貯水機能が損なわれる）を評価する必要がある。また、地下 30m ほどの比較的固い洪積層支持基盤面に地震波が到達し、その波が軟弱地盤内を増幅されながら表層面に到着する時の、事業地の圧密化した盛土の耐破壊性、改良地盤の安定性（浅層混合処理を施した箇所では 1 から 2m の薄い処理層の座屈（バックリング）耐性、中層・深層混合処理を施した箇所では形成した柱の破断耐性）、市道 12203 号線との境界面に打つ矢板の破壊耐性等、全ての安定性を評価する必要がある。
大気質	資料編における異常年検定の資料は、久喜地域気象観測所のデータとなっており、令和 4 年のデータを用いる妥当性が証明されていない。また、令和 5 年が異常であったとする異常年検定の結果がない。
事業計画	準備書 p10.1-30 の「表 10.1-26 建設機械の種類及び年間稼働台数（工事開始 4～5 ヶ月目）」に表示されているクローラ式サンドパイル打機（35-37t 吊）で、中層・深層混合処理が行えるのか疑問である。例えば中層・深層混合処理にスラリー式を用いる場合にはスラリー吐出口、攪拌機構を具備した専用機が必要となるのではないだろうか。
大気質	準備書 p10.1-33 において「排出源高さにおける風速式」が脱落している。準備書 p10.1-39 において「大気拡散式」が脱落している。
水質	準備書 p10.4-3 の「ア）既存資料調査」において「深作川・高野橋、綾瀬川・宮ヶ谷塔」という記載があるが、「深作川・宮ヶ谷塔、綾瀬川・高野橋」の誤りである。

表 15-1(7) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
水質	準備書 p10. 4-6 「3) その他の予測・評価に必要な事項」において地質の現地調査を行った地点 A と地点 B を示す図が脱落している。
水象	準備書 p10. 5-10 の表 10. 5-8「越谷気象観測所における確率降水量」に 100 年確率降水量を含めるべきである。なぜなら、「さいたま市環境影響評価技術指針手引き」において、「洪水時のピーク流量予測では、降雨強度をどのように設定するかが問題であるが、基本的に、100 年確率の降雨強度を設定する。」との記載があるからである。
水象	準備書 p10. 5-17 の「表 10. 5-10、表 10. 5-11」において、水田雑草群落の流出係数として最も大きくなる灌漑中の水田の値 0. 750 を使うことで、変化率を小さく見積もるという誤りを犯している。 また、加えて、令和 6 年 3 月 29 日に綾瀬川が特定都市河川に指定されたことから、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 64 号）第 20 条第 3 項の規定を受けて定められた「流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成 16 年国土交通省告示第 521 号）」が適用されることになり、同告示によると「林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地」の流出係数 0. 2 を用いるべきことになる。
水象	事業対象地を含む雨水集水域においては、小深作や深作等の市街地には雨水下水道が設置されていること、見沼用水の西側の市街地は標高が高いことから雨水の一部が見沼用水に流れ込むこと等を考慮すれば、市街地の雨水の一部が深作川に排出されることになる。また、さいたま市が作成した 48 時間雨量 596mm の綾瀬川洪水ハザードマップが事業対象地を浸水領域になると予測（浸水深さ 1. 5m 程度）している。このような状況から、洪水ハザードの深刻化が懸念される。 従って、想定降雨量を定めて、施設が存在する条件のもとでの浸水シミュレーション解析を行って洪水流量への影響を求めるべきことが必須となる。
地盤	地震時の F_s 式において、分子の W の左側に括弧が抜けている。
地盤	準備書説明会の席上で意見者から水平震度 0. 1 の誤りを指摘したところ、事業者から実際には 0. 25G を使っているとの回答があったことより、設計水平震度 K_h0 を 0. 25 に修正する必要がある。
地盤	予測方法を記載する頁 10. 6-9 近辺に、圧密化の手段によって場所毎に異なって用いることになる C 値など予測に用いた具体的な値と、それを導出した手法を記載すべきである。
動物	準備書 p10. 7-10 「(5) 調査結果 1」動物相の状況 ②現地調査」の中に、「芝川低地」と記載されているが、事業地は芝川低地内には存在しない。「綾瀬川沿いの低地」という表記が正しいのではないか。
動物	ハイタカ、オオヨシキリ、ホオジロ、ホオアカ、アオジ、クロジ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、トウキョウダルマガエル、マスダチビヒラタドロムシ、アサマイチモンジについて、本事業によって屋敷林と水田、湿地帯が分断されてしまうと、多くの保存種は逃げ場を失う可能性があるため、現地の実態を詳細に分析して、それぞれの種について本当に移動が可能であるかどうか評価が必要である。
動物	オオタカについては、屋敷林から隣接する水田側に餌を求めて飛翔する姿がたびたび目撃されており、営巣は確認されていないものの、現地は生息域範囲になっており、何らかの代償措置を考えるべきである。

表 15-1(8) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
植物	準備書 p10.8-14 の図 10.8-2 のタイトルを図 10.8-2(1)「植物群落等」とし、準備書 p10.8-15 の先頭行に「図 10.8-2(2)植物群落等凡例」を記載するか、図 10.8-2 の中に凡例も入れ込むべきである。
植物	準備書 p10.8-29 「イ)植生」では「『埼玉県レッドデータブック植物編 2011(平成 24 年 3 月、埼玉県)』においては、アカメヤナギ群落は主に荒川の中流域から下流域に発達するとされ、生育環境が合致しないことから、本調査によって確認されたアカメヤナギ群落は保存すべき群落から除外した。」としているが、これだけの説明では「生育環境が合致しない」と断定する根拠が読み取れない。
植物	準備書 p10.8-38 の表 18.8-15「保存すべき種の各種の予測結果」において、イヌスギナ、ヒメミズワラビについて、「敷地及び施設の存在（土地の改変）により生育環境が一部消失するものの、本種は対象事業実施区域周辺の水田や草地等でも確認しており、対象事業実施区域周辺に本種の主な生育環境である水田及び河川水際の湿地、畑地の湿った箇所等は残存する。以上から、存在・供用が本種の生育環境への影響は小さいものと予測される」と結論付けているが、事業者は宮ヶ谷塔 2 丁目に「と畜場」を開発整備することを目指しており、「と畜場」と「道の駅」が一体開発された状況を想定した場合においても、このような予測ができるのだろうか。
植物	準備書 p10.8-41 「③緑の量の予測結果 ア)緑被率」において、「1.08ha 以上」という記載が 2 か所あるが、以上と記載する根拠がない。「1.08ha」ではないだろうか。事業者が数値として評価しているのは、緑化基準が求める 0.72ha を、存在・供用時の緑化面積 1.08ha が満たしているということのみであり、それをもって「存在・供用が緑被率に与える影響は小さいものと考えられる」と結論づけるのは強引である。
植物	準備書 p10.8-42 「イ)緑視率」において、「対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地帯を設置し、植栽を行う予定である。よって、存在・供用時は、対象事業実施区域は公的な緑地空間としての景観を呈することとなり、緑視率は現況と同程度になると予測される。」と記載しているが、公的な緑地景観を呈することと緑視率とを同列で論ずることはあまりにも乱暴な議論である。ここは、「一定程度の緑視率の低下は生ずるが、敷地境界に植栽を施すことで緑視率の低減度が緩和されると予測される」ということではないだろうか。
生態系	準備書 p10.9-16、p10.9-17 の表 10.9-8 「着目種各種の予測結果」において、タヌキ、ホオジロについて、「敷地及び施設の存在（土地の改変）により生息環境が一部消失するものの、対象事業実施区域周辺に本種の主な生息環境である草地・耕作地、樹林、市街地等は残存し、本種は周辺の生息環境への移動も可能である。」と記載し、ダイサギについて、「敷地及び施設の存在（土地の改変）により生育環境が一部消失するものの、本種は対象事業実施区域内での確認はなく、対象事業実施区域周辺に本種の主な生息環境である河川及び湿生植物、水田等は残存する。」と記載しているが、こうした生息環境に関する記載は、「と畜場」と「道の駅」の一体開発整備が実行された時の状況（草地、耕作地、湿生植物、水田等は確実に減少）には整合しないものである。事業者は一体開発整備を目指しているのであるから、それも念頭において評価を行うべきではないだろうか。
生態系	準備書 p10.9-17 の表 10.9-8(2)の中の最下欄「「畑地及び放棄耕作地に成立する陸生草本群落」の欄に「一部(42.0%)は消失するものの」という記載があるが、「一部とは全体の一部分（広辞苑）」であり、社会的通念としては「一部」は多くても 30%未満を指しているのが普通である。

表 15-1 (9) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
廃棄物	準備書 p10.12-14 の表 10.12-14「施設利用人数」において、来客数を 1,000,000 人/年としており、この値を産業廃棄物算出のベースデータとしている。しかしながら、準備書の中において各所に異なった来客数の記載がある。もし、地域経済活性化拠点の来客数が、国道 16 号線利用車輛の立ち寄り率から求めた来客数 100 万人/年（他の道の駅の実績に依拠した値）に加えて、道の駅を利用するための目的のために地域活性化拠点を訪れるとする来客数 3,700 人/日（年間 135 万人/年）を合わせると 235 万人が来客数になるので、この数字をベースにして廃棄物量を算出するべきということになる。
環境保全措置	準備書 p11-9 の表 11.2-1「植物の代償措置の検討結果」において「代償措置による環境影響のおそれの有無及び当該おそれがある場合の環境影響の回避又は低減措置等」の欄に、「移動先は、移植事例を参照しながら、環境影響のおそれのない箇所とする。」と記載されているが、これでは「代償措置による環境影響のおそれの有無及び当該おそれがある場合の環境影響の回避又は低減措置等」を検討した結果とはなっていない。そもそも移植先を決定して初めて環境影響の有無が特定されるのであり、もし環境影響のおそれのない箇所の候補があるのであれば、それを示すべきである。
総合評価	準備書 p12-10 の表 12.6-1「環境影響評価結果の概要」において、25. で指摘したように地盤だけではなく、地象・土地の安定性の評価を実施し、評価結果の概要を追記する必要があるから、この表のタイトルを例えば「表 12.6-1 環境影響評価結果の概要（地盤、地象）」としてはどうだろうか。
事後調査	景観も事後調査項目として残すべきである。
事業計画	地盤改良工事として浅層・中層・深層混合処理を採用し、大量のセメント系固化材を使用する予定であり、現地腐食性土壌等の影響や工事不良によって六価クロムの固定化（硫酸イオンとの完全な置換）が十分に進まず、溶出する危険性があることから、調査地点に事業地に隣接する民家の井戸水を加え、調査時期も、工事中及び工事終了後の数ヶ年に亘って水質の調査を継続するべき。 また、強大な地震発生後には六価クロムが追加放出する危険性もあるので、地震後の井戸水の六価クロムの検査も行う必要がある。
事業計画	周辺の「遊水池」として機能する今事業用地の開発は、周辺に、排水不良による「内水氾濫」を引き起こす恐れがある。「雨水・洪水のシミュレーション」また地下水位のより詳細な調査を実施することによる宮ヶ谷塔-深作-小深作側の低地の内水氾濫リスクの調査を行うこと、また明らかになったリスクへの適切な対応すべきである。また、遊水池の設置や事業用地の一部変更あるいはその両方をおこなうことを強く求める。
事業計画	雨水による事業用地周辺低地の「内水氾濫」発生の恐れに関連して、残置排水路が、開発事業から残された水田の雨水排水に機能しない可能性がある。 事業による撤去予定排水路によって最も標高地の低い水田（標高 5.7m）また深作川側を流れる大排水路南側の水田（標高 5.9～6.5m）の排水および雨水もあわせて残置排水路に流しているが、これらの排水路の撤去、事業による盛土は、内水氾濫の状況を悪化させかねない。
水象	かつてこの谷戸地形の出口に深作沼が形成されたのは偶然ではなく、沼の形成はこの谷戸地形から綾瀬川低地に流れ込んだ湧水および地下水によるものである。事業用地の軟弱地盤改良工事および盛土造成工事はこの谷戸地形出口を塞ぎかつ地表面近くの帯水層に影響を及ぼすものである。工事が当該地の地下水の状況に甚大な影響をことが危惧される。事業用地およびその周辺における地下水位のより詳細な調査とデータ開示を願う。

表 15-1 (10) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
水象	環境影響評価での地下水位の調査は、事業用地内や事業用地周囲の水田また事業用地に接する宮ヶ谷塔の台地際などは調査の対象となっていない。調査によって環境影響評価準備書で示されたのは地下水の涵養と、下流方向への流失係数の変化、河川流量等への影響であって、地元住民が心配する水田の地下水位への影響（上昇）、盛土や地盤改良工事によって事業地外側の低地に地下水の滞留が生じ、水田への湧出が生じないかという点についての回答はなかった。事業用地およびその周辺（低地および台地）に対する地下水位と地下水量の調査、また事業用地内を含めた谷戸低地全体の地下水の流れを把握し、今事業の造成工事により地下水位が影響を受けないかを調査・シミュレーションすることを、また地下水上昇の恐れがあるのであれば、新しい排水路の掘削や水抜き井戸の設置などリスクを低減する方策を取ってほしい。地域・周辺住民の不安を払拭するためにも、事業用地とその周辺の地下水位に関する詳細な調査実施とデータの開示を求める。
景観	準備書 p 10-10 に示される景観調査においては、事業地に接し大きな影響を受ける宮ヶ谷塔四丁目台地側（宮ヶ谷塔四丁目 95・85・95 番地付近）からの景観・眺望の調査が行われていない。宮ヶ谷塔四丁目台地側から事業用地側に向けた景観・眺望の調査を行うべきである。また、建物位置を眺望点に影響を与えない場所までセットバックするなど、景観・眺望上の対策がしっかり取られなければならない。
景観	準備書が「西側集落」④と称する場所（実際は住宅地から離れた場所にある）や、日常においてほとんど歩行者が存在しない国道 16 号陸橋歩道⑧など、事業地への眺望上問題が生じない場所を調査地点として取り上げ、事業用地が良く見えることにより景観・眺望上の問題が生じそうな場所をことさら避けて調査地点を選んでいる疑念が拭えない。このような結論ありきの「アリバイ的」な調査は、環境影響評価への信頼性また実施する市役所当局自体への行政機関としての信頼性を損ねる行為と言える。 環境影響評価実施に先立ち意見としてあげさせてもらった深作戸崎地区から宮ヶ谷塔四丁目への眺望は、却下された。
景観	景観は、屋敷林は屋敷林、水田は水田としてそれぞれ別々に評価され、両者が連続し一体となって形成される「景観」については何らの評価が行われていない。屋敷林・水田を一体のものとして扱い、評価すべきである。

表 15-1 (11) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

項目	意見の概要
動物	トウキョウダルマガエルは水田でしか繁殖しない。 環境影響評価準備書では「敷地および施設の存在（土地の改変）により生息環境が一部消失するものの、対象事業実施区域周辺に本種の主な生息環境である水田・用水路・河川敷・遊水池や、繁殖環境である遊水池は残存し、本種は周辺の生息環境への移動も可能である」との安易な予測結果を出しているが、同種カエルの生活史・生態への無知かあるいはその意図的な無視による極めて不適切な予測結果である。 保護・保全の要点は、トウキョウダルマガエルは水田でしか繁殖しないため「水田の耕作を継続すること」「産卵・孵化・幼体－オタマジャクシが泳ぐ時期に水田の水を落とさないこと（水田の中干しをしないこと）」「水田に魚毒性の農薬を使用しないこと」「水田畔に除草剤を使用しないこと」「除草剤他農薬の使用を可能な限り抑制すること」である。膨大な手間と「作業量の増加」や「稲の収量減少」を招きかねないことから一般的な農業経営においては実際問題として実施困難であるが、意見者は保護のため「水田の中干や除草剤使用の抑制」「畦畔へ除草剤使用しないこと」などを実施している。 事業用地内の水田にトウキョウダルマガエルの繁殖環境があり、開発は繁殖環境の喪失に繋がる。意見者が所有する事業用地内の水田を保護地区として残すことを強く求める。
事業計画	迂回してくる車などの影響を考えると、準備書 第 7 章 表 7.1-1 の No. 1、No. 27、No. 48 で指摘した地点の調査を実施すべきである。
事業計画	準備書 第 7 章 表 7.1-1 の No. 4、No. 5 において、採算性の問題が生じるので「基本計画」の見直しの必要性、事業の採算性についての説明要望の指摘に対し、「道路管理者との一体型整備を目指しているので、基本計画の見直しは必要ない。」「大型車駐車場は 62 台を設定しているので集客力に影響ない。」と回答しているが、「大型車」とされる「大型貨物車」「大型特殊車」と大型バスの人数を比べたら、どちらが多いか自ずからわかると思う。それでも集客力に影響ないというのだろうか。根拠を説明すべきである。
事業計画	「計画書に対する意見書」で指摘した当初市が計画した客単価 1,010 円/人で年 2,600 円の赤字を、客単価 1,600 円/人にして黒字に書き換えた（準備書の意見欄にこの重要な数字は載せられていないが）根拠も説明してほしい。
大気質、騒音・低周波音	No. 24(大気質)と 26(騒音・低周波)の書かれている具体的な対策は、運転者に対する「適切な運転に努めるよう啓発する」とのことであるが、このようなことが、他の「道の駅」で効果を上げているのだろうか。 上記のことで効果を上げている実例を示してほしい。
事業計画	70 年以上、ずっと井戸水を利用してきた。「道の駅」による土地の改変によって井戸の水が使えなくなることを心配して、環境影響調査計画書に対する意見書を提出し、事業前と事業後の井戸水の水位と水質の検査の実施を要望したが受け入れられず、大変失望している。要望が取り入れなかったことは大変残念である。
事業計画	地盤改良工事として浅層、中層、深層混合処理が実施される計画とあるが、土地改変による井戸水の枯渇の心配に加えて、混合処理の過程及び処理後に六価クロムが溶出する危険性が生じる。このような危険性を内包する混合処理ではない、安全な地盤改良工法を使うべきと思う。もし本当に混合処理法を使って地盤改良を行うのであれば、事業地に隣接する民家などの井戸水について、必ず、事業の事前及び事後に、水位の検査に加えて六価クロムを含めた水質検査を実施して欲しい。このことを強くお願いする。